

令和3年5月10日

保護者様

京都府立須知高等学校
校長 湯川 佳秀

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の期間延長を踏まえた対応について

平素は本校の教育活動に御理解、御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言については、令和3年4月25日（日）から5月11日（火）までを期間としていたところですが、今回、宣言期間が令和3年5月31日（月）まで延長されることとなりました。

京都府内における新規感染者数は3月下旬から急激に増加しており、府立学校の児童生徒・教職員の感染者数も3月の3名から4月は31名へと急増している状況にあります。

こうした状況を踏まえ、本校の対応について、5月31日（月）まで下記のとおりとしますので、御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

記

1 部活動について

- (1) 参加者 自校生徒のみとする。
- (2) 活動場所 原則校内のみとする。
- (3) 活動時間 平日・休日ともに2時間以内とする。
- (4) 宿泊禁止
- (5) 大会参加 公式な全国大会・近畿大会及びそれらにつながる大会・発表会等については、主催者による感染予防対策を確認の上、参加を認める。

2 御家庭での御協力のお願いについて

- (1) 基本的感染防止対策の徹底
3密の回避、手洗いの励行、マスクの着用の徹底をお願いします。
- (2) 健康観察
毎日の検温と登校前の健康観察の徹底をお願いします。
- (3) 体調不良時や家族が陽性の場合
お子様に体調不良等の症状が見られる場合は、無理をせず、自宅で休養させてください。また、家族に発熱等の風邪症状がある場合も、自宅で休養させてください。
- (4) 新型コロナウイルス感染症の疑いが判明した場合（※）は、本校に御連絡いただきますようよろしくお願いします。

※PCR検査等結果が判明した場合はもちろんですが、本人が濃厚接触者と判明した場合、本人・家族がPCR検査等を受検する場合においても、必ず御報告をいただきますようよろしくお願いします。

3 相談・連絡について

- (1) 発熱が続くなど感染が疑われる場合は、身近な医療機関（地域の診療所・病院）または夜間や医療機関の休診、かかりつけ医がいない方は、専用窓口〔きょうと新型コロナウイルス医療相談センター：（京都府・京都市共通）電話075-414-5487〕へ御相談いただき、指示に従ってください。
- (2) 御不明な点等がございましたら、学校まで御連絡ください。

連絡先：0771-82-1171（月～金 8:30～17:00）
上記時間帯以外と土・日・祝日は留守番電話に録音してください。